

広面地域包括支援センター桜の園（指定介護予防支援事業所）運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人桜丘会が開設する広面地域包括支援センター桜の園（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 事業は、センターの保健師等指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービスが特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者」という。）に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又は利用者の家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、秋田市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 広面地域包括支援センター桜の園
- (2) 所在地 秋田市広面字樋ノ沖 72-1 アーバンティくらべ 1-A

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名（常勤、次項の担当職員と兼務）
管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、指揮命令等を一元的に行う。
- (2) 担当職員
保健師又は経験ある看護師 常勤1名以上
主任介護支援専門員 常勤1名以上
社会福祉士 常勤1名以上
認知症地域支援推進員 常勤1名

生活支援コーディネーター 1名以上（他職種と兼務可）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。また、必要な事務を行う。

- 2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日、12月29日から翌年の1月3日までの年末年始を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、緊急時は電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第7条 センターは、利用者の選択・同意に基づき、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する介護予防サービス事業者等を定めた「介護予防サービス計画」を作成するとともに、当該計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を提供する。

- 2 センターは、指定介護予防支援を提供する担当職員を選任し、介護予防サービス計画の作成を支援する。

- 3 センターは、担当職員を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行なう。

- 4 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たり、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接し、利用者の生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握した上で、利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び利用者の家族の意欲及び意向を踏まえて、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題の把握に努めること。

- (2) 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料の情報を、特定の事業者のみを有利に扱うことなく、適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めること。

- (3) 利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及び利用者の家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、利用者及び指定介護予防サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。

- (4) 上記原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について利用者又は利用者の家族に対し説明し、文書により利用者の同意を得て決定し交付すること。

- (5) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合には、主治医等の意見を求め、その指示がある場合には、これに従うこと。

- (6) その他、利用者及び利用者の家族の希望をできる限り尊重すること。

- 5 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行なう会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

るものとする。ただし、次に掲げる場合については、やむを得ない理由がある場合を除き、サービス担当者会議を開催する。

- (1) 介護予防サービス計画を新規に作成する場合
- (2) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
- (3) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

6 担当職員は、次に掲げる場合においては、原則として、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービスの計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

- (1) 利用者が要支援更新認定を受けた場合
- (2) 利用者が要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

7 第5項及び前項に掲げるサービス担当者会議は、当該センター内、介護予防サービス事業者が設置する事業所内及び利用者の自宅で行なう。

8 担当職員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及び利用者家族と継続的に連絡をとり、利用者の実情を常に把握するように努める。

9 担当職員は、介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、指定介護予防サービス事業者が作成すべき個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取する。

10 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護予防サービスの計画の変更、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行なう。

11 担当職員は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、再評価を行い、介護予防サービス計画の変更、要支援認定区分の変更申請、関連事業者に連絡するなど必要な援助を行う。

12 担当職員は、第10項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及び利用者の家族、介護予防サービス事業者との連絡を継続的に行なうこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行なう。

- (1) 少なくともサービスの提供を開始する月（以下「提供開始月」という。）、サービスの評価期間が終了する月及び提供開始月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接する。
- (2) 利用者の状態が安定し、且つ、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができる場合は、利用者の同意を得て6月に1回のモニタリングを可能とする。
- (3) 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (4) 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録する。

13 担当職員は、モニタリングの結果及び第9項に規定する介護予防サービス事業者等からのサービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告に基づき、給付管理票を作成し提出するなどの給付管理業務を行うとともに、関連機関との連絡調整を行う。

14 担当職員は、適切なサービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入所又は入院を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行なう。

15 担当職員は、利用者が要介護認定を受けた場合には、利用者に対し必要な情報を提供する。

16 担当職員は、利用者が自立（非該当）と判定された場合には、介護保険の地域支援事業の介護予防事業の情報を提供するなど、利用者に対し必要な支援を行なう。

（業務の委託）

第8条 センターは指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託することが出来る。

2 利用者及びその家族が指定居宅介護支援事業者の利用を希望し、申し出があった場合は、当該利用者に対し直近の居宅サービス計画及び実施状況等に関する書類を交付するものとする。

3 センターは指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無とする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、秋田市の圏域別地区割に掲げる東2圏域（広面、横森、桜、桜ヶ丘、桜台、大平台、蛇野）とする。

（事故発生時の対応）

第11条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに管理者に報告し、秋田市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 事故の状況及びその事故に際してとった処置について、内容を記録するものとする。

（苦情対応）

第12条 センターは、自ら提供したサービス又は自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及び利用者の家族からの苦情に迅速かつ適切な対応を、相談窓口を設置し行なう。また、その内容を記録するものとする。

（守秘義務及び個人情報の取り扱い）

第13条 センター及び担当職員その他のセンターの従業者は、その業務上知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密を保持する。

2 センターは、担当職員その他のセンターの従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

（記録の整備 保存）

第14条 センターは、設備 備品 職員 会計等に関する記録及び関係機関との連絡調整その他の事業運営に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 前項の記録の保存期間は、その完結の日から起算して2年間とする。

（その他運営についての留意事項）

第15条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 前項に規定する研修の実施に当たっては、秋田市及び他の指定介護予防支援事業者との連携

を図ることとする。

- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人桜丘会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第 16 条 虐待の防止

事業者は、利用者的人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
3 虐待防止のための指針を整備すること
4 職員に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
5 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第 17 条 感染症の予防及びまん延防止

事業者は、感染症の発生とまん延を防止するため、次の措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催（6か月に1回以上）
するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること
3 感染症及びまん延の防止のための指針を整備すること
4 職員に対し感染症及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること

第 18 条 業務継続計画

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業者は、職員に対し、当該計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施。
3 事業者は、定期的に当該計画を見直しと、必要に応じた変更を行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 9 月 6 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 1 月 21 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 12 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 8 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

